

事 務 連 絡

平成26年3月31日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 障害保健福祉主管課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

補装具費支給に係るQ & Aの送付について

平素より、障害福祉行政にご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

今般、補装具費の支給手続きに当たり、別添のとおり整理いたしましたので、御了知の上、適切に取り扱われるようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内市（区）町村に周知いただくよう、よろしくお取り計らい願います。

【お問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課自立支援振興室 社会参加支援係

TEL 03-5253-1111

（内線 3006、3073、3089）

FAX 03-3503-1237

Q 1 消費税率の改定に伴う補装具費の基準額告示改正について、4月1日から適用されるが、3月31日までに支給決定され、4月1日以降に製品の引き渡しが行われる場合、どのように考えたらよいか。

A 平成22年10月29日の補装具支給にかかるQ&Aにあるとおり、補装具費の支給決定日において適用される基準額に基づき、判断することとなる。

Q 2 眼鏡においては、「眼鏡」という種目の中に矯正眼鏡、遮光眼鏡など複数の構造が示されているが、補装具については、原則一種目について一個の支給とされているため、支給に当たっては、何れかの種目について一つと考えるべきか。

A 「眼鏡」という種目の中には、矯正眼鏡、遮光眼鏡など、それぞれ構造が異なった種類を規定しており、その用途も異なっているため、「眼鏡」という種目の中で複数支給することは可能である。

従って、眼鏡の支給に当たっては、個々の者の視覚障害の程度や生活環境等を踏まえることが必要であり、個々の状況に応じて、矯正眼鏡、遮光眼鏡、弱視眼鏡を同時に支給することもあり得る。

Q 3 平成25年2月25日の障害保健福祉関係主管課長会議資料で、盲人安全つえの普通用（当事者の方が身近な地域を移動する際に必要）と携帯用（バスや電車などの公共交通機関を利用する際の乗車時に他の乗客に配慮して折り畳む必要がある）それぞれについて補装具費の支給を行うよう配慮していただきたいとあるが、これはスペアを支給してよいということか。

A 補装具費支給制度では、補装具の修理を行っている間などの当該補装具の代用品（いわゆる「スペア」）の支給は認めていないが、構造や用途が別であれば同一種目においても複数支給を認めることは可能である。この趣旨と障害者の生活状況を踏まえ、普通用と携帯用のそれぞれを支給する必要があるか判断することとなる。